麻生区役所業務用車管理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川崎市庁用自動車管理規則（平成１５年川崎市規則第２０号。以下「規則」という。）第３条第５項に定める麻生区役所（道路公園センターを除く。）が所管する業務用車（以下、「業務用車」という。）の公務使用上の適正な運行管理に関する事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この要綱が適用される業務用車の範囲は、別表のとおりとする。

（管理）

第３条　業務用車は、配車されている課（以下、「主管課」という。）が管理統括し、配車についても主管課で管理する。

（運転することができる者）

第４条　業務用車の運転者（以下、「運転者」という。）は、「業務用車を運転する職員に関する基準」（１４川総庁第５１９号。以下、「基準」という。）に準ずる。

２　運転者は、原則としてあらかじめ運転者登録書（第１号様式）に登録した者とする。

３　運転者登録書は、毎年度当初及び変更の都度、各所属において作成し総務課長へ提出する。

４　総務課長は、運転者登録書を整備し、その写しを主管課長に送付する。

（使用方法）

第５条　業務用車の使用方法は、次のとおりとする。

（１）運転者は、所属の長の許可を受け、原則として使用前日の午後５時１５分（ただし、使用日が閉庁日の場合は、直前の開庁日の午後５時１５分）までに主管課長に配車申請を行わなければならない。

（２）運転者は、原則として使用２０分前に主管課長から鍵と運転日報・始業（終業）点検表（第２号様式。以下「運転日報」という。）を受理する。

（３）運転者は、酒気帯びの有無の確認を受け、確認の内容を運転日報に記録しなければならない。

（保管方法）

第６条　業務用車を使用していない場合は、総務課長が指定する車庫に駐車しなければならない。

２　運転者は、業務用車の鍵を、使用後直ちに主管課長へ返却しなければならない。ただし、午後５時１５分以降に帰庁の場合は翌日の午前８時３０分（ただし、使用翌日が閉庁日の場合は直後の開庁日の午前８時３０分）までに主管課長へ返却しなければならない。

３　主管課長は、業務用車の鍵を必ず鍵付きのロッカー等で保管を行わなければならない。

（事故等の報告義務）

第７条　業務用車が事故及び異常を認めた場合は、緊急時の対応を行った後、直ちに主管課長に報告をしなければならない。また、報告を受けた主管課長は、速やかに総務課長、各局の担当課及び予算を主管する課長に報告をしなければならない。

２　交通事故が発生したときは、川崎市庁用自動車事故の事務処理要綱に基づき処理するものとする。

（運転状況の報告）

第８条　運転者は、使用後に運転日報を記載し、直ちに所属の長の確認を受け、主管課長へ提出しなければならない。

２　運転日報は、主管課にて保管するものとする。

（禁止事項）

第９条　運転者は、体調不良等運転に支障が出るおそれがある場合は、運転をしてはならない。

（業務の範囲）

第１０条　業務用車は、担当する業務を遂行する場合に限り使用できるものとし、使用目的以外にこれを使用してはならない。ただし、運転者の所属の長及び主管課長が緊急の用務その他やむを得ないと認める場合は、この限りではない。

２　業務用車の運行範囲は、原則として川崎市域内とする。ただし、運転者の所属の長及び主管課長が認める場合は、この限りではない。

３　業務用車は、原則として人の運搬は行わないものとする。ただし、災害、所属の緊急用務、

その他、所属の長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

（安全運転及び整備清掃）

第１１条　運転者は、常に安全運転を旨とし自動車の保全にも留意しなければならない。また、使用後は、次の運転に支障のないよう整備清掃の上、所定の保管場所へ返車するものとする。

２　ガソリンが不足すると認められる場合は、使用前又は使用後にかかわらず、必ず指定のガソリンスタンドで給油しなければならない。

（使用制限）

第１２条　総務課長は、災害その他緊急事態が発生した場合（発生が予想される場合を含む。）は、業務用車の使用停止等管理に必要な臨機の処置を指示することができる。

（使用状況報告）

第１３条　主管課長は、総務課長へ月ごとの使用状況報告をしなければならない。

（その他）

第１４条　その他の事項については規則及び基準による。

２　特に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、麻生区長がその都度関係者と協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

（麻生区役所軽自動車使用要綱の廃止）

２　麻生区役所軽自動車使用要綱は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年１月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１１月５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年３月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年２月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。